KAMEYAMA
かめやま市議会だより
第40号
平成24年11月1日号

9月定例会を終えて

議会は市長と対等な関係の下で、市長や執行機関の事務の執行に関し、厳正に監視・評価をしていかなければなりません。

今定例会の平成23年度の各会計決算の認定議案については本会議並びに予算決算委員会で、決算の総括や検証、また今後の財政運営などさまざまな質疑を行い、議論を交わしました。

市長からは、前期基本計画期間の最終年度として第2次実施計画に掲げた事業に全力で取り組み、行政サービスに対する市民満足度の向上に欠かせない施策・事業の着実な推進に取り組み、順調に平成23年度決算を締めることができた。また、実質収支は黒字、市債の現在高も着実に減少しており、亀山市の財政の健全化は、一定程度確保できている。

しかしながら、市税収入の減少などにより、7年ぶりに普通交付税の交付団体に転じるとともに、財政構造指標は、財政構造の硬直化を示しつつあり、歳出構造の刷新、歳入改革を推進し、引き続き財政健全化に向けたたゆまぬ努力が必要であるとの総括がありました。

審査の結果として、予算決算委員会では今後の予算編成や執行、市政に反映されたく4つの意見を付け認定いたしました。

最後に、先の台風17号では家屋の浸水や道路、農地などに大きな被害を受けました。避難指示が出されるなど、市民の皆様は大変ご心配されたことと存じます。尊い命、大切な財産を守るために、議会もしっかりと防災体制の充実向上に努力してまいります。

亀山市議会議長　小　坂　直　親

予算決算委員会

平成24年9月定例会は、8月30日から9月27日までの29日間の会期で開催しました。9月10日から13日までは議案質疑と市政に関する一般質問を行い、議案についてはそれぞれ所管する委員会に審査を付託し、全議案を可決、認定、同意して閉会しました。

発行：三重県亀山市議会
住所：三重県亀山市本丸町577
E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp
編集：市議会広聴広報委員会
☎（0595）84－5059
URL http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/

9月定例会議案等議決結果一覧

議案番号	議　案　名　等	議決結果
議案 第53号	**亀山市防災会議条例の一部改正について** 「災害対策基本法の一部を改正する法律」により、都道府県及び市町村の防災会議の所掌事務の見直し等が行われたため、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第54号	**亀山市災害対策本部条例の一部改正について** 「災害対策基本法の一部を改正する法律」により、市町村災害対策本部の規定が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第55号	**亀山市暴力団排除条例の一部改正について** 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が公布の日から起算して3箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第56号	**亀山市火災予防条例の一部改正について** 近年の電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められていること等から、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正が行われ、対象火気設備等の対象に電気自動車の急速充電設備が追加されたことにより、本条例について所要の改正を行う。	原案可決
議案 第57号	**平成24年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について**	原案可決
議案 第58号	**平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について**	原案可決
議案 第59号	**平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について**	原案可決
議案 第60号	**平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について**	原案可決
議案 第61号	**平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について**	原案可決
議案 第62号	**平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について**	認　定
議案 第63号	**平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認　定
議案 第64号	**平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認　定
議案 第65号	**平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認　定
議案 第66号	**平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**	認　定
議案 第67号	**平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	原案可決 及び認定
議案 第68号	**平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**	原案可決 及び認定
議案 第69号	**平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について**	認　定
議案 第70号	**平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について**	認　定

議案番号	議　案　名　等	議決結果
議案 第71号	**工事請負契約の締結について** ごみ溶融処理施設長寿命化事業に伴う亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事について、平成24年８月10日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第１項第５号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第72号	**財産の取得について** 亀山消防署に配備している消防ポンプ自動車を更新し、消防力の充実・強化を図るため、消防ポンプ自動車ＣＤ－Ⅰ型の取得について、平成24年８月10日付けで仮契約したので、地方自治法第96条第１項第８号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。	原案可決
議案 第73号	**人権擁護委員の候補者の推薦同意について** 人権擁護委員の伊藤真理子氏が、平成24年５月31日をもって辞任されたことにより、後任の委員として宮﨑みつ子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の同意を求める。	同　意
報告 第12号	**決算に関する附属書類の提出について**	―
報告 第13号	**健全化判断比率の報告について**	―
報告 第14号	**亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について**	―
報告 第15号	**亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について**	―
報告 第16号	**亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について**	―
報告 第17号	**亀山市国民宿舎事業会計資金不足比率の報告について**	―
報告 第18号	**亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について**	―
報告 第19号	**亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について**	―
報告 第20号	**専決処分の報告について** 市内能褒野町地内において発生した、市道管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年７月９日に地方自治法第180条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。	―

★市議会ホームページは、議決結果や常任委員会の活動の報告、会議録、議長交際費や議員の政務調査費の支出状況などさまざまな情報発信の充実に取り組んでいます。
９月定例会からは、市長から上程された議案の内容を掲載しました。

議案質疑は10名の議員が行いました。内容は次のとおりです。
（質疑一覧中、太字の質疑について、質疑の要旨、答弁を掲載しています。）

中村　嘉孝（新和会）　代表質疑

議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　決算についての総括・検証について
2　実質収支額について
3　財政指標について
4　市税収入の減少について
5　今後の財政運営について

問 平成24年度の普通交付税大綱によると、不交付団体は現在55団体で、平成19年度の188団体から５年連続の減少となっており、地方財政は来年度以降も厳しさが続くことが見込まれている。亀山市においても自主財源の減少、義務的経費の増等行政経営の転換期とも言われ、大変厳しい状況であるが、市長はこの23年度決算をどのように総括・検証するのか伺う。

答 平成23年度は市長就任３年目に当たり、総合計画の前期基本計画期間の最終年度として、第２次実施計画に掲げた事業を全力で取り組むとともに、行政サービスに対する市民満足度の向上に欠かせない施策・事業の着実な推進に鋭意取り組んできた。その結果、計画に位置づけた各種施策はおおむね計画どおりの進捗を図り、順調に平成23年度決算を締めることができたと考えている。

市税収入は、３年連続の減少となったが、地方交付税の増収に加え、歳出全般にわたり経費の削減に努めたことなどから、実質収支は前年度を上回る約14億6,000万円の黒字となった。基金総額は約109億2,000万円と減少したが、財政収支は６年連続で黒字を維持しており、市債の現在高は約184億円と３年連続で着実に減少し、本市財政の健全化は、一定程度確保できているものと考えている。

しかしながら、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などの指数が確実に財政構造の硬直化を示しつつあり、行財政改革大綱に掲げる歳出構造の刷新、歳入改革の推進による行財政体質の革新を図り、引き続いて財政健全化に向けたたゆまぬ努力が必要であると感じている。

議案の審議結果

※　○印は賛成　×印は反対　　なお、議長 小坂直親は採決に加わっておりません。

議席番号	1	2	3
議案名 ＼ 議員名	髙島真	新秀隆	尾崎邦洋
議案第53号　亀山市防災会議条例の一部改正について	○	○	○
議案第54号　亀山市災害対策本部条例の一部改正について	○	○	○
議案第55号　亀山市暴力団排除条例の一部改正について	○	○	○
議案第56号　亀山市火災予防条例の一部改正について	○	○	○
議案第57号　平成24年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について	○	○	○
議案第58号　平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について	○	○	○
議案第59号　平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について	○	○	○
議案第60号　平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について	○	○	○
議案第61号　平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第１号）について	○	○	○
議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第63号　平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第64号　平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第65号　平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第66号　平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○
議案第67号　平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	○	○	○
議案第68号　平成23年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	○	○	○
議案第69号　平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について	○	○	○
議案第70号　平成23年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について	○	○	○
議案第71号　工事請負契約の締結について	○	○	○
議案第72号　財産の取得について	○	○	○
議案第73号　人権擁護委員の候補者の推薦同意について	○	○	○

竹井　道男（市民クラブ）代表質疑

議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　歳入の評価について

（1）歳入全般について

（2）市税について

（3）滞納調書の作成について

（4）地方交付税について

2　歳出の評価について

3　財政調整基金について

報告第12号　決算に関する附属書類の提出について

1　主要施策の成果報告書・決算の概要について

（1）総括について

（2）経常収支比率について

2　主要施策の成果報告書・主要施策の成果について

（1）まちづくり基本条例推進事業について

（2）市税・水道料金コンビニ収納事業について

議案第69号　平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について

1　医療センター改革プランの総括について

2　純損失の計上について

3　未収金について

問　平成22年３月作成の中期財政見通しと平成23年度決算額に既に違いが出てきているのはなぜか。また歳入全般と歳出の不用額の評価について聞く。

答　平成23年度決算額と、中期財政見通しとで差が生じているのは、中期財政見通しは当初予算ベースであるのに対して、決算額は前年度からの繰越事業費や不用額などを加除した決算ベースといったことからである。

歳入の評価は、市税について景気の悪化に伴う法人市民税の落ち込みが想定していたほどに至らなかったことや、新たな設備投資により、償却資産全体の減収が抑えられたことなどが要因で増となったと考えている。また歳出における一般会計の不用額は総額で６億1,462万円で、執行率が90％以下かつ100万円以上で主なものは国民健康保険事業特別会計への繰出金の不用額、その条件以外の他の主なものとしては退職手当、需用費、扶助費、予備費などである。歳出決算額に対する不用額の率から見ると、23年度の特殊な要因である国保の繰出金を除くと2.5％で、従来から数％は不用額と言ってきたが、それよりも低くなってきており、事業完了後の不用額の速やかな減額補正がこのような結果につながっていると考えている。

決算の評価は、前期基本計画期間の最終年度として、おおむね計画どおりの進捗と所期の目的を達成できた。実質収支も黒字で本市の財政の健全化については、一定程度確保ができたと考えている。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	21	22
中崎孝彦	豊田恵理	福沢美由紀	森　美和子	鈴木達夫	岡本公秀	坊野洋昭	伊藤彦太郎	前田耕一	中村嘉孝	宮崎勝郎	片岡武男	宮村和典	前田　稔	服部孝規	竹井道男	大井捷夫	桜井清蔵
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

伊藤　彦太郎（ぽぷら）代表質疑

議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　決算の評価について
2　予算との差異について
3　今後の財政運営について
4　財務書類４表について
5　**税の滞納への対応について**

問 税の滞納を減らしていくことは、一つの税収入の確保であると言われたが、滞納対策は具体的にはどうのように行っているのか。またその方法によってどれくらい徴収が見込めるのか聞く。

決算資料の滞納額調書によると固定資産税の滞納件数は3,061件となっているが、例えば３年分を滞納していると、１人が３件としてカウントされてしまうが、実際には何人の方が固定資産税を滞納されているのか。また、所在不明や連絡が取れない場合など職員も努力のしようがないと思うが、そのような人は何人ぐらいいるのか。

答 滞納対策としては、まずは督促、催告等でのお知らせを行い、窓口で直接納税相談を受けており、少しでも自主納付ができる形の体制をとっている。そのような督促や催告にも何ら反応をされないという場合には、最終の通知をしながら滞納処分という方向で進めている。

滞納繰越の収納率は預金差し押さえの成果や、差し押さえ物件の公売などで高額滞納が解消した場合など徴収率も大きく変わってくることから、基本的には前年の当初の予算額をもって目標を計上しており、平成24年度の滞納市税徴収見込みでは、市民税ほか各税合わせて、当初7,580万円を計上している。

固定資産税の滞納件数は3,061件であるが、人数にすると約1,070人ほどである。また土地はあるものの、所有者の所在不明の件数については、24年度の場合、当初に納付書発送した件数が、２万1,596件で、そのうち19件が戻ってきている。それを調査し、法律で定められた公示送達の手法で処理を行った。

服部　孝規（日本共産党）

議案第71号　工事請負契約の締結について

1　**13億円もの契約であるのに、随意契約としたのはなぜか**

報告第12号　決算に関する附属書類の提出について

1　**主要施策の成果報告書における「決算の概要」での平成23年度決算の評価は妥当か**

問 当契約は、ごみ溶融処理施設稼働以降、施設の運転、維持管理を行ってきた業者と３年間で、13億円の随意契約するというものであるが、市民目線からすれば、３年間の合計とはいえ13億円もの契約を随意契約とすることに疑問を抱く人も多い。随意契約とすることはどこで決められたのか、また指名審査会にかける契約額の基準や、随意契約額の手続きなどを明確にしたガイドラインはあるのか。

随意契約が適用できる地方自治法施行令第167条の２第１項第２号「その性質または目的が競争入札に適しないもの」の規定に基づく理由と、予定価格の根拠について聞く。

答 当工事を随意契約で行うことについては指名審査会で決定をした。指名審査会に諮る随意契約は工事では130万円という基準はあるが、運用や方向性を書き示したガイドラインはない。しかし、全体的な仕組みを明確化することについては、検討していく必要があると考えている。

当工事を随意契約とする理由は、亀山市の溶融炉は、メーカー独自の特許や技術蓄積に基づいて設計・施工された施設であり、今回の工事はその技術を知り得ない者に施工させることに有利性がないこと、メーカー独自の特許技術の活用や、新技術の導入により改良を行うものであることから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づいて随意契約をするものである。

契約の相手は、施設建設時の設計内容や維持管理の状況を熟知しており、競争入札では得られない信用、技術、経験を持ち合わせている唯一の相手方であると判断している。

また、予定価格は、事業者からの参考見積もり提出と聞き取り、第三者機関における金額の精査、過去の同類工事の比較などを行い、可能な限り金額の妥当性を検証し、総合的に作成した。

森　美和子（公明党）

議案第53号　亀山市防災会議条例の一部改正について

1　今回の改正の内容について
2　第２条の所掌事務について
3　第３条第３項第８号、第９号の追加によって人選はどんな広がりになるのか

議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
1　決算の評価について
2　市営住宅使用料の未収金について
　(1) 年次別推移と現年滞納の実態について

議案第67号　平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
1　水道料金の未収金について
　(1) 年次別推移と現年滞納の実態について

議案第69号　平成23年度亀山市病院事業会計決算の認定について
1　医療センター使用料の未収金について
　(1) 年次別推移と現年滞納の実態について

報告第12号　決算に関する附属書類の提出について
1　主要事業の成果報告書について
　(1) 青少年自立支援事業について
　　ア　庁内評価は見直しの余地ありとなっているが、どんな課題があったのか
　　イ　自立支援については評価されたととらえていいのか
　　ウ　今後どうしていくのか

問　６月議会の一般質問で、防災会議委員に充て職でなく、女性の登用について質問をしたが、今回の条例改正によって、充て職以外で女性の登用の道が開かれたと理解をしていいのか。また、第３条第３項第８号、９号を追加することによってどんなことが期待できるのか伺う。

答　今回の改正の具体的な内容は、防災会議の所掌事務の追加や、防災会議の組織について、災害対策基本法第15条「都道府県防災会議の組織」において多様な主体の意見を反映するため、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者が追加されたことにより、亀山市防災会議条例に追加するものである。

今回の改正により、これから防災会議の委員の人選に当たっていくが、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進について通知もあり、女性の参画の拡大を考慮していかなければならないと考えている。

多様な主体からの意見を反映するとした法改正及び条例改正でもあるため、地域の課題がさらに地域防災計画に反映され、その実施や推進が図られるものと期待している。

宮崎　勝郎（緑風会）代表質疑

議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
1　歳入歳出決算に対する市政の経営者としての想いについて
2　歳入歳出決算の残高が15億4,934万9,846円で、実質収支額は14億5,818万6,842円であるが、差額について
3　予算編成時に財政調整基金等より繰入れて予算編成したが、残高により基金への繰出しについて

議案第53号　亀山市防災会議条例の一部改正について
1　改正内容の要旨について
2　市長の諮問により防災会議で審議することになっているが、防災会議の会長を市長が職務することについて
3　防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者」を追加することについて
4　防災会議の定員との関係について

議案第57号　平成24年度亀山市一般会計補正予算（第２号）について
1　債務負担行為補正で市単橋梁整備事業の追加と野村布気線整備事業の限度額について
2　第２款総務費、第２項徴税費、第２目賦課徴収費、市税還付金等8,500万円について
3　第３款民生費、第２項児童福祉費、第１目児童福祉総務費、民間保育所補助費269万９千円について
4　第６款農林水産業費、第１項農林水産業費、第３目農業振興費、地域農業支援事業75万円について

議案第71号　工事請負契約の締結について
1　亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事の契約内容について
2　契約の方法が随時契約であることについて
3　契約金額が13億830万円であるが、適正な額であるのかについて

問　契約内容と随意契約の理由について確認する。

答　亀山市の溶融施設は、平成12年４月に稼働以来12年が経過しており、耐用年数がおおむね10年から15年である主要な設備機械は老朽化が進んでいる。今回の工事で基幹となる設備機器の更新改良を行うことで施設の延命化を図るもので、平成23年３月に策定した溶融施設長寿命化計画に基づき、今年度から３カ年の継続事業として、溶融施設基幹的設備改良工事を契約金額13億830万円で、日鉄環境プラントソリューションズと随意契約するものである。

随意契約については、亀山市請負工事業者等指名審査会規定第２条第１項第２号に該当するため、工事の概要、工事計画及び随意契約となり得る理由及び当市と同様の溶融施設の改良工事を既に先行している他市の契約状況等を詳細に聴取、各委員で十分検討した結果、本工事を遂行できる業者は、日鉄環境プラントソリューションズ株式会社が唯一の業者であると判断し、随意契約は妥当との審査判断をした。

岡本　公秀（新和会）

議案第56号　亀山市火災予防条例の一部改正について

1　急速充電設備は亀山市に存在するか

2　設置場所に関する規定について

3　当該設備に火災が生じた場合について

4　充電中に車両火災が生じた場合について

5　電気自動車と急速充電設備の導入について

議案第72号　財産の取得について

1　新ポンプ車のメーカーと古いポンプ車の使用期間について

2　新ポンプ車の性能について

3　新ポンプ車の戦力と人員の有効活用について

問 今回の改正は、電気自動車用の急速充電設備に関することが追加されたが、現在、急速充電設備は亀山市にあるのか。

また、環境を守るということ、市民への啓発を図るという意味からも、たとえ一台でも公用車として電気自動車を導入することや、急速充電設備を設置する考えはないのか。

答 現在、亀山市内には急速充電設備の設置はない。

市の公用車については、可能な限り低公害車やハイブリッド車への転換を図っている。電気自動車についても、環境に与える影響が少ないことに加え緊急時の非常用電源としての活用の可能性といったことも示唆をされており、今後ますますの普及が期待されるところであるが、一方で、イニシャルコストが割高であることや走行可能の距離の問題、または充電設備が少ないなどの課題も指摘されているところである。

公用車として電気自動車の導入については、公用車の買いかえ時期において、そのような課題を検討しながら、導入に向けた取り組みを進めていきたい。

急速充電設備の設置については、今後の電気自動車の普及に伴い急速に整備されていくものと考えているが、まずは民間事業者による整備と考えており、現状では市での設置は考えておらず今後の市場の動向を注視していきたい。

鈴木　達夫（ぽぷら）

議案第71号　工事請負契約の締結について

1　契約内容について

（1）CO_2 3％削減について

（2）ライフサイクルコストについて

（3）ランニングコストについて

（4）入札方法について

（5）契約によるゴミ行政の取り組みについて

問 亀山市総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事の発注仕様書の計画条件の基本方針に、施設の省エネルギー化（維持管理の低減）を図るということが記載されているが、具体的にどういう低減を図ろうしているのか。

この契約によって、運転管理の委託料がどのくらい少なくなるのか、人を減らせるのか、保守点検や修理代はいくら減らせるのか、燃料費や光熱費はどうなのかというような具体的な数字を上げてランニングコストの低減を目指すべきではないのか。

答 施設の省エネルギー化（維持管理の低減）について具体的には、例えば溶融設備においては、炉底の耐火物の超断熱化強化や下段送風加熱装置の設置によりコークスの使用量の削減、燃焼室においては、低流量バーナーの設置により灯油の使用量の削減、また排ガス処理施設においては、高耐熱炉布の採用などで発電量の増加等を行い、年間で約470万円程度の削減が見込まれる。

長寿命化計画においては、今回の設備改修工事をやった後の年数において、整備費がどれぐらいになるかは今後の整備の根拠にという形で整理をしてあるが、毎年の維持費については示していない。積算をしたところ470万円のランニングコストの低減になるということであり、これを上回る効果が出るように取り組んでいく。

福沢　美由紀（日本共産党）

議案第58号　平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

1　徴収経費の84万９千円の内容について

議案第62号　平成23年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

1　民生費、社会福祉総務費、繰出金のうち、国民健康保険事業分に不用額が約１億４千万円も出た理由について

議案第63号　平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1　約１億５千万円の黒字決算になった要因について

問　今回補正の徴収経費、電話催告業務委託料の内容と、補正をする必要性について聞く。

また、84万9,000円でどのような方を対象に、何件ぐらいを予定しており、費用対効果についてはどうなのか他市の実績なども含めて聞く。

また電話の内容や対応によってかえってこじれることはないのか、適切な対応をしてもらえるのか確認する。

答　今回の補正は、国民健康保険税の現年収納率の向上に向けた１つの取り組みとして三重県国民健康保険団体連合会が今年度新規事業として実施をする電話催告業務を委託するもので、現年分を主に新たに発生する未納分について電話により納付勧奨をするものである。三重県下14市の収納率状況では11番目となっており、本事業を一つの手法として、収納率向上に向けて取り組んでいきたいと考えている。

対象者は、現年分の新たな未納者のうっかり納付を忘れてしまった方を中心に、早期に電話で納付勧奨をするものである。対象件数は3,000件を予定しており、未納者の件数に応じて実施回数を２回、または３回行うことを予定している。

費用対効果については、全国では栃木県が平成19年度から実施をしており、実施市町の成果として、平成23年度は現年分の収納率が１％程度上昇したと聞いており、本市においても一定の効果が見込めると考えている。

電話対応については、国民健康保険団体連合会が納付の勧奨実施マニュアルを作成しており丁寧な勧奨であると聞いている。

櫻井　清蔵（ぽぷら）

議案第72号　財産の取得について

1　指名審査会の意向を知りたい

2　入札結果調書の内容について、仮契約時における市長としての見解、判断を知りたい

3　入札結果調書によると指名競争入札において13社の内３社が「無効」と判断されているが判断の基準を知りたい

4　入札結果調書に予定価格の明示があるが、当初予算と最低価格があると考えられるが、「歩切り」についての確認をしたい

議案第67号　平成23年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

1　積み立ての目的について

2　活用の基準について

3　平成23年度決算による建設改良積立金２億9,319万9,969円の今後の活用について

問　平成23年度決算において２億9,319万9,969円の基金がある。まだ水道を必要とする地域もあるが、亀山市に住んでみたい、住みたくなるという環境整備のために基金活用ということは考えていないのか。

答　亀山市の水道事業は、水道事業給水条例に基づいて市の管理者において推進をしている。

市内に布設をされている水道管だけでも330キロを超える総延長を持っており、同時に、高度成長期にさまざまな土地利用や住民の流入等があり、水道事業に関しては、インフラの整備と管理、フォローなどを長期間の中で計画的に適正に行っていくという使命を持ったものである。

したがって、水道事業のビジョンで明記させていただいた考え方の中で、亀山市全域の今後の水道事業について最も適切な考え方を整理し、財源の手当ても見越して、条例に基づいて適正に運用していくという考え方である。

亀山市独自の地形や集落の分散のあり方、亀山市が持っている特性ということも当然考慮した上で、この条例の実施、ビジョンの推進をしっかりと図っていくことが市の使命である考えている。

一般質問は16名の議員が行いました。内容は次のとおりです。
（質問一覧中、太字の質問について、質問の要旨、答弁を掲載しています。）

大井　捷夫（新和会）

亀山市行財政改革大綱の見直しについて
1　行政改革推進委員会へ諮問し審議されたが、その経過及び内容について
2　公債費負担率の目標数値について及び今後の見通しについて
3　経常収支比率について及び今後の財政確保の取り組みについて

観光振興について
1　観光振興施策の取り組み状況について
2　外国からの誘客に向けた取り組みについて
3　攻めの施策展開が必要と考えるが、その取り組みについて
4　関ロッジ・道の駅の再生について

市長４年目の集大成の年に当たり、その総括と今後の取り組みについて
1　23年度決算から見た行政評価と任期５カ月を残すことになったが、今期の総仕上げへの決意と抱負について
2　３つの基本理念に基づくマニフェスト「新生・亀山モデル～７つのカタチ～」の成果と達成度について

問 市長に就任をされて４年目の集大成の年だが、平成23年度決算から見た行政評価と今期の総仕上げの決意、抱負、マニフェストを中心にした成果について総括を伺う。

答 今期の総仕上げの決意と抱負についてであるが、就任当初申し上げた「市民に開かれた市政の実現」「政策の優先度の転換」「協働する力」の３つの基本理念は、就任以降変わることなく強く持ち続けてきており、課題はあるが、その成果を段階的ではあるが、さまざまな形で生み出すことができたと思っている。残された任期においても最善の努力をしていきたいと考えている。

マニフェストの成果の総括については、地域医療再構築プランの確立を初め、健康都市連合への加盟、子ども総合支援室のセンター化、亀山少人数学級の実現、井田川駅前の再生などおおむね実現できたものは、全体の約７割程度を占めると自己評価をしている。

分権時代にふさわしい強靭な行財政構造の確立と３月の定例会で議決をいただいた総合計画後期基本計画の着実な推進にしっかりと取り組んでいきたい。

宮村　和典（市民クラブ）

キラリまちづくりトークについて
1　改めて趣旨を問う
2　今年も７月より市内14カ所で開催したが、各地域の要望の回答時期を問う

亀山市が結んでいる災害時における応援協定について
1　協定の意議を問う
2　全体でいくつ結んでいるのか（単独自治体、自治体間、市内の団体など）
3　災害時における応援協定はいくつか
4　直近では単独自治体と２件協定を結んだが、その目的は何か
5　相互応援の趣旨からどのような形での応援を期待するのか問う

地域公共交通について
1　現在の路線の種類を問う
2　年間費用を問う
3　現状での市民満足度（利用での）を問う
4　現在の施策と次の施策への転換を問う
5　課題の解決策を問う

問 地域公共交通は、交通弱者の方を守るのは当然であり、効果的、効率的、そして市民満足度が得られる施策を展開する時期が来ているのではないのか。総合計画後期基本計画、第１次実施計画では、平成24年度は市民の満足度に沿えるような研究をして方向を打ち出すスタンスとなっているが、現時点の考え方を問う。

答 現時点の取り組みについては、昨年度にデマンド交通についての先進地調査を行い新しい運行の仕組みづくりについて研究をしてきた。その後、市全体の公共交通のあり方について総合的に再整備をするということとし、本年１月から平成24年度中の策定を目指し、亀山市の総合的な地域公共交通計画の策定に取り組んでいる。

計画の内容は、１つ目に市が提供するサービスの目的、対象、水準の再整備、次に鉄道、バス、タクシーなどの多様な交通資源の連携した体系づくり、また市民ニーズ、特に地域の移動困難者の状況を把握した運行体系の再整備、バス運行だけでない新しい運行の仕組みの検討、地域ごとの運行計画の策定、また利用促進計画などを整備しているところである。

さらに、本年３月に実施した市民アンケート調査に引き続き、本年度にはバス利用状況調査や地域懇談会を開催するなどして調査をしており、今後、これまでの調査結果から、亀山市における地域公共交通の課題を整理して、デマンド交通など新しい運行の仕組みを取り入れることの検討も含め、より効果的、効率的な運行を目指した計画の策定に取り組んでいきたい。

伊藤　彦太郎（ぽぷら）

民間保育所整備事業について

1　6月15日の事業者決定に至るまでの経過について

2　市が要求した仕様および応募事業者からの提案内容について

3　**決定の根拠について**

国民宿舎関ロッジ・道の駅関宿の指定管理者選定について

1　応募者からの聴き取りは公開するのか

問 選考委員会が行った評価項目の中に、保育所の設置運営に当たり地域住民への説明についての評価項目がある。この評価を行う時点において明らかに地元説明を行っていない業者が今回選定され、非常に高い得点をとっている。市は地元説明会が行われていないということを認識していたのか。

また、職員駐車場用地については、この審査を行われる時点で、駐車場用地の所有者などの内諾を得られていたのか、市としてどう認識していたのか。市がその確認を行っていなかったというのは大きなミスであり、これらの状況を考えれば、今回のこの補助金の交付決定は取り消すべきではないのか。

答 民間保育所整備事業は、事業者が行うもので、その事業に対して市が助成をするというものである。したがって、地元自治会、地域住民の皆さん等の理解については事業者が努力する必要がある。事業者からの提案書においては地元の代表者に説明を行ったということで選定委員会も市も理解をしている。事業の実施は地元の方々のご理解は大変重要であることは承知しているが、自治会内部で決定をされて進められたことであり、市は地元自治会全員への周知を依頼してはいない。

駐車場については、選定委員会の答申の中では、提案書で確保するとされている駐車場だけでなく、別途駐車場を確保するなどの具体的な対策を講じることとして、見直すよう附帯意見が出され、その旨は事業者に伝えている。

さまざまな課題があると思うが、事業者が誠意を持ってその解決に向けて努力をするその積み重ねの中で、現在、整備、完遂に向けて進めていただいており、しっかりと達成をいただくよう期待をしており、助成を取り消すことは現時点で考えていない。

服部　孝規（日本共産党）

多額の補助金で企業誘致する施策の廃止を求めることについて

1　**45億円の奨励金を決め、平成16年1月から稼働したシャープ亀山工場が6年目に第一工場の生産設備を勝手に中国の企業に売却し、9年目の今年には「亀山工場の別会社化」の報道もされている。多額の補助金で企業を誘致するという施策は破綻したと考えるがどうか**

問 シャープ誘致決定から10年が経過をしたが、今では「世界の亀山モデル」という言葉もすっかり使われなくなるほど、誘致当時とは状況が一変している。こうした状況を踏まえ、多額の補助金で企業を誘致するという施策がどうだったのか、その根拠となった産業振興条例の見直しが必要ではないのか。シャープ役員や三重県担当職員はシャープ誘致は奨励金が決め手ではなく、亀山という地域特性、立地条件が決めてになったと言っている。多額の奨励金を維持しなくても、亀山というその立地特性が本当に魅力あるものなら、企業は進出してくる思う。多額の補助金が決め手にならないのであれば、この施策を改めるべきではないのか。

答 円高、デフレという状況が数年間続いているという背景のもと、グローバル競争の中に国内企業は極めて厳しい状況、経営環境に置かれており、将来の国内雇用が危ぶまれているという状況にある。今こそ市としても、急激な経済変化に対応できる持続可能な産業構造を構築していくために、本市が有する立地特性を生かして、成長分野など多様な産業の集積を図っていくことが必要となっていると認識している。

そういう中で、亀山市は現在でも今後の国内製造業の拠点となり得る地域であり、拠点工場の立地実現に向け、他地域との立地競争に対応できる積極的な支援制度を維持することが必要であると考えている。

ご指摘をいただいている奨励金制度は、平成20年度に、中小企業もその対象事業者として加えるなどして、対象要件の改正を行って今日に至っているが、今後も現在の制度に固定することなく、その時代や企業ニーズ、産業のニーズに合わせて、より効果的なものにしていく、そういう制度として運用していく必要があると基本的に考えている。

森　美和子（公明党）

生きがいを持てる福祉の展開について

1　障害者優先調達推進法について
　(1) この法律の概要について
　(2) 当市が果たす役割について
2　新たな認知症対策について
3　おもいやり駐車場の適正利用について

違法ドラッグについて

1　社会問題となっている「脱法ハーブ」について
　(1) 市内の状況について
　(2) 教育現場での対応について
　(3) 市民への周知について

問　お香や芳香剤、アロマと称して販売をされている脱法ハーブを吸引し、幻覚症状などで救急搬送されたり、自動車事故を引き起こす事件が相次いでいる。厚生労働省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者数は本年３月末時点で29都道府県で389業者も存在することが明らかになった。亀山市内での現状と教育現場や市民に対する周知について伺う。

答　この３月に三重県が県内の違法ドラッグを販売している疑いのある店舗への立入検査を実施したとのことで、管轄する鈴鹿保健所に確認したところ、立入検査を行った中には亀山市内の店舗は含まれておらず、違法ドラッグを販売している疑いのある店舗の情報はないとのことであった。また、市内で脱法ハーブなどの違法ドラッグを乱用したことが原因と見られる事件や事故についても現在のところ情報は確認されていない。

学校では、小学校６年生で薬物乱用が法律で厳しく禁止されている点や、シンナーや麻薬などが心身に重大な障害を起こすことなどを教えている。中学校では３年生で覚醒剤、麻薬、シンナーなどの薬物の依存性の問題や、薬物は乱用する本人の心身を著しく害するだけなく、社会全体にも悪影響をもたらすものであることを教えている。

市民への啓発運動では、鈴鹿地区薬物乱用防止指導者協議会の取り組みによる不正大麻・ケシクリーンアップ運動による不正なケシの除去活動、また社会を明るくする運動や亀山市推進委員会の活動の機会に薬物乱用防止の街頭啓発を行っている。今後も窓口への啓発用リーフレットの設置やポスターの掲示なども通じ、薬物乱用の防止に努めていきたい。

尾崎　邦洋（緑風会）

各種計画推進について

1　推進体制の現状について
2　平成23年度亀山市一般廃棄物処理基本計画成果報告書について

いじめ問題について

1　現状について
2　今後の取り組みについて

問　亀山市総合計画後期基本計画に伴う各種計画が推進され、日常業務以外の施策、事業が数多く存在し、職員１人当たりの負担が大きくなっていないかと危惧している。こうした計画推進に伴う業務を達成できる職員の配置になっているのか。また、計画推進に係る業務はマネジメントプログラムのようなたツールを使って業務を遂行しているのか尋ねる。

各種計画は、かなりボリュームのあるものもあるが、市長みずからが進捗状況について確認し、また担当部局に対して必要に応じて適切なアドバイスや指示を与えているのか。

答　本年度、第１次亀山市総合計画の後期基本計画がスタートし、各部局においてはこれに整合した各種計画が整備をされている。これに伴う施策、事業については多種多様にわたっており、その推進に当たってはマンパワーを必要とすることは十分に認識をしているが、基本的には部局内の職員において努力をし、施策、事業の目的達成に向け、鋭意取り組んでいる状況である。

しかしながら、現状の職員体制では達成できないような困難かつ複雑な業務や、年度により業務が集中する部署もあり、こうした場合は部長、室長の要員配置の聞き取りを実施する中で、適正な職員配置に努め、業務の推進を図っている。

なお、施策、事業の推進に当たっては、年度当初に使命、目標を設定し、行政評価システムや人事考課制度などのマネジメントツールを活用しながら進行管理を行っている。

また市長みずからの、計画の進捗や状況の把握については、基本的には年度ごとに整理を行うが、年度当初の各部局における使命、目標設定の機会を捉えながら、マネジメントの一つとして各担当部局長等からの考え方や報告等に対して必要な指示を行っている。

中村　嘉孝（新和会）

次世代育成支援対策推進法について
1　亀山市子育ち応援プランについて
（亀山市次世代育成支援行動計画）
（1）事業の総括と検証について
（2）後期計画の事業について
2　特定事業主行動計画について
3　一般事業主行動計画について

放課後児童健全育成事業（学童保育）について
1　市内の少人数学童保育の状況について
2　小規模な放課後児童クラブに係る特別交付税制度について
3　特別交付金の活用について
4　国への要望（法改正、制度改正等）について

問 市内の学童保育所は施設によって格差もあり、問題も山積しているのが現状であるが、少人数学童保育所の状況と補助制度の内容について尋ねる。

厚生労働省から地方自治体に「小規模な放課後児童クラブに係る特別交付税制度について」という事務連絡を出したと聞いているが、その内容とその交付金を活用して小規模学童保育所存続のための対応策を講じる考えはないのか。また国へ児童福祉法等の改正等の要望は行っているのか。

答 市内には、11小学校区のうち９つの小学校区に10カ所の学童保育所が設置されており、児童数が10人を下回るのは、加太小学校区のみである。加太地区の学童保育所は児童数が８人で国庫補助基準を下回ることから、県単独補助の対象となり、３年間を限度として補助が受けられることとなる。今回の厚生労働省からの事務連絡の概要は、年間開設日数や年間平均児童数が国庫補助要件を満たさずに市町村が単独事業として実施する小規模学童保育については、特別交付税の算定対象になっているという内容である。この特別交付税は単年度限りの交付金ということで、来年度以降どうなっていくのか不確定な要素が多分にある。亀山市としては加太学童保育所は唯一の小規模学童保育所ということで、ことしの１月に知事との１対１対談で議題として取り上げさせていただき、知事にも直接小規模学童保育所の県補助の期間延長を初めその拡充を要望した。その結果は出ていないが、今後も引き続き同様の要望をしていく。また国への要望については、毎年全国市長会を通じて放課後児童クラブに対する財政措置の充実等について要望書を提出してきているが、引き続き要望していきたい。

竹井　道男（市民クラブ）

亀山市行財政改革大綱見直し案について
1　政策Ⅲ　財政改革の推進について
（1）数値目標の必要性について
（2）行財政体質の革新について
（3）事業見直しの基準となる事務事業評価の拡大について

いじめ問題への対応について
1　亀山市の現況について
2　いじめ問題対応マニュアルについて
3　こども総合センターの支援について

亀山市地域医療再構築プランについて
1　基本戦略２　市立医療センターの経営健全化と救急医療提供体制について
（1）自治体病院のあり方について
（2）看護師の確保について
（3）地方公営企業法全部適用の検討について
2　基本戦略３　健康文化・亀山モデルの創造について
（1）医療センターにおける検診事業のあり方について

問 いじめ問題対応マニュアルは具体的にはどのように展開していくのか。生徒指導対策委員会というのが明記されているが、担任だけでなく、学校や教育委員会と連携するシステムができ上がっていくものなのか。また子どもの心のケアなど子どもセンターの役割や支援体制はどう考えているのか。

答 いじめ問題に対して、このマニュアルを活用することにより、より組織的な対応ができるようにと考えており、いじめの未然防止の視点、早期発見のポイントを示し、いじめが起こらない学級指導のあり方、早期発見のための児童・生徒へのかかわり方や見方などについて、全教職員で再確認をすることを指示した。

これまでもいじめの問題に限らず、生徒指導に関する問題行動が発生した場合には、学校体制の中で組織的に対応するようにしており、担任だけで対応するのではなく、管理職を含む生徒指導対策委員会を組織し、必要に応じて教育委員会の担当者もその中に入るなど、丁寧な情報収集と組織的で迅速な対応を行うようにしてきている。

子ども総合センターでは、学校を初め教育委員会の各機関と的確な情報交換や、保護者や児童・生徒本人と面談をしながら、心のケアに努めている。また、全中学校や小学校に配置されているスクールカウンセラーと共同で心の安定を取り戻す援助、適応指導教室や青少年総合支援センターを初め専門機関とも共同して安心できる場所の確保と心のケアに努め、通常の学校生活を送れるよう支援をしていく。

鈴木　達夫（ぽぷら）

亀山市行財政改革大綱の見直し案について

1　実施計画について
2　見直し案について
　(1) 削除された事業について
　(2) 新たに加わった事業について
　(3) 引き続き継続する事業について
3　今後の行財政改革について

問 行財政改革大綱の見直し案が示されたが、その中の引き続き継続する事業のうち、これまで非常に健闘をしてきたがなかなか進まないという事業については再考すべきではないのか。スクラップアンドビルドあるいは選択と集中という観点からは、むしろ思い切って削除したらどうかと考える。

イベントの在り方の見直しについては、イベントに応じた検討は行われたのか。カーボンオフセットの検討については、亀山市の森林は、条件を満たしておらず認証は非常に難しい環境の中で、22年度、23年度はどんな検討をしてきたのか。

また、受益者負担の適正化の中の事業系一般廃棄物手数料の見直しについては、事業者や農業者の経営等を圧迫する懸念があるから経済状況を見据えて値上げの判断をするということであるが、実行不可能なもの、なおかつ26年までに完遂を見られないものについては、削除するべきであるが、なぜこれらは継続するのか尋ねる。

答 イベントのあり方の見直しについては、公的関与の度合いと効果の観点についてまだまだ検証が必要ということで、引き続き見直しを行っているところである。それぞれの部署で検証は行っているが、最終的な取りまとめの段階までは至っていない。

カーボンオフセットの検討については、今後は森林整備をすることによって生まれる温室ガス効果の吸収等の企業への売却等を検討するというようなことが今までされてきたということで、これを継続している。

受益者負担の適正化については、25年度中に結論を得るということとしており、事業系一般廃棄物手数料の見直しについて受益者負担の適正化がなされているかどうかについてを確認を行いたいことから、資料の提供も求めながら、継続事業として掲載している。

福沢　美由紀（日本共産党）

市内にある河川整備について

1　河川整備の経過・現状・課題について

中学校給食に関するアンケート調査結果について

1　内容とその評価について

問 昨年の９月、激しい雨で市内の河川が急激に増水して、特に椋川が避難判断水位を超して避難勧告が発令された、避難のあり方や避難所の問題点など、議会でも取り上げたところである。

現在の河川の維持管理と、市民からの今の河川が激しい雨に耐えられるんだろうかという不安の声にはどう答えるのか。

現在の河川の維持管理の状況をどう考えるのか伺う。

答 河川の維持管理は、河川の堆積土砂の除去として市管理河川については毎年１河川程度、三重県においては毎年２河川程度を実施している。

また河川の草刈りについては各河川管理者が委託業務で実施をしているほか、市は直営でも対応をしている。

河川がどの程度の降雨量に耐えられるのかということについては、河川の構造、排水能力は河川に流れ込む流域の面積や周辺の土地状況などに基づいて決定をされており、鈴鹿川は150年に１度発生する規模の洪水に対して河川整備を行う計画となっている。市内の県管理河川及び市管理河川については、30年に１度発生する洪水に対して設計された河川が多い。

ゲリラ豪雨に対しては、計画規模を上回る洪水や施設能力以上の洪水の発生も危惧をされ、平常時から被害をできるだけ軽減できるよう、関係機関や地域の住民の方と連携し、ソフト対策を推進するとともに、防災意識の向上を図ることが必要ではないかと考えている。

国・県における河川費自体が15年前と比べたら、ほぼ３分の１ぐらいまで下がってきており、亀山に限らず全国自治体が非常に苦慮しているという局面の中にある。しっかりと関係機関へ要望し調整をしていくと同時にハード、ソフト両面の対策の視点からもさまざまな工夫をしていきたい。

髙島　真（緑風会）

防災について

1　亀山市防災マップについて

2　白い小箱運動について

3　備蓄倉庫について

白鳥の湯について

1　災害時対応について

2　今後の展望について

奨学金制度について

1　市の奨学金制度のあり方について

市長マニフェストについて

1　現時点の進捗度、達成度、今後の計画について

2　公約出来なかった項目について

問 現在、全国的に白い小箱運動の取り組みが展開をされている。白い小箱運動というのは、ドライカレーや御飯、ブドウ糖や水などを非常食として各家庭などに配るもので、企業と一体となり取り組んでいこうという運動である。亀山市はこれに締結をする考えはないのか。また、愛知県武豊町では、カラー布を各世帯に配り、災害があった時に黄色の旗が揚がっていれば家族全員異常なし、赤色の旗が揚がっていれば避難所にみんな避難をしいているという目印になるという取り組みをしているが、そのような取り組みをする考えはないのか。

最後に、医療センターの奨学金制度の充実を図るつもりはないのか尋ねる。

答 日本非常食推進機構が展開している白い小箱運動は、本年初めに同機構の担当者と面談し、当運動の目的や仕組みなどの紹介をいただいたところで、多くの市民が自助として非常食を備える、市民の意識づけになるなど、その目的等に賛同できるものと考えており、協定の締結に向けて前向きに検討していきたい。

また、発災初期の旗などによる安否確認については、共助として自主防災組織等が担っていただくものとしており、これの導入に当たっては、地域全住民の協力が必要と思われることから、先進地の事例をまずは自主防災組織に紹介をさせていただき、相談をしていきたい。

医療センターについては、やはりマンパワーが大変重要だと認識をしている。薬剤師や放射線技師など他職種への制度の拡充についても、今後の採用計画とあわせて検討をしていきたいと考えている。

中﨑　孝彦（新和会）

障がい者の自立支援について

1　障害者自立支援法に基づく施設への移行に伴い制度はどう変わったのか、また施設現場に何らかの変化は生じたのか

2　障がい者の一般就労に向けてどのような取り組みをしてきたのか、また今後、新たな取り組みを考えているのか

3　障がい者福祉の推進体制の機能強化について具体的にどのような支援を考えているのか

問 第１次総合計画の最終年度の平成28年度の亀山市の人口は５万2,000人となり、その中で障がいを持つ方も年々増加し2,733人になると推計されている。そういう中で、障がいを持つ方たちが将来に向かって安心して生活できるよう、施設の拡充や日常生活の支援は、今後の行政運営の中でしっかりと力を入れていく最重要課題ではないかと考える。つくしの家、なかまの部屋がこの４月１日に障害者自立支援法に基づく指定事業所として認可をされたが、施設現場に何らかの変化は生じたのか、福祉サービスは低下していないのか。

地域において自立した生活を送れるよう新たな取り組みについて尋ねる。

答 市内の小規模作業所つくしの家となかまの部屋はこの４月に障害者自立支援法に基づく指定事業所として認可をされ、今年度からは新体系サービスに基づき算定をし、報酬を得て事業を運営していただくということになる。このような施設は、配置する職員の人数、職員の質ということが障がいをお持ちの方に与える影響は大変大きいが、移行前と同様の体制で運営されており、サービスの低下はなかったと考えている。

障がい者の就労に向けての今後の新たな取り組みとしては、まずは障がいに対する理解をしていただくために、昨年度に引き続き鈴鹿市、亀山市障害者自立支援協議会の就労部会において企業訪問を行い、各種制度を利用した訓練、実習機会の提供の働きかけを行うほか、学園祭へのブース参加も予定している。推進体制としては、地域自立支援協議会で広域で就労部会を設置し活動しており、亀山市の自立支援協議会の中ではワーキンググループを設置し、就労に関してもテーマを掲げて検討を重ねていくということで取り組んでいる。就労を希望される方、個々の事情についても相談をさせていただき、就労につながる支援をしていきたい。

櫻井　清蔵（ぽぷら）

東日本大震災における震災ガレキについて
1　今後の対応についての見解を知りたい
人権条例の制定について
1　先の議会において、条例制定については、今年度中に制定するとのことであったが、今日までの行政における協議の内容について知りたい
空き家対策について
1　市長としての認識を知りたい
2　市内全域、及び関宿伝統的建造物群保存地区における空き家の取り組みについて市長の認識を知りたい（管理を放棄されている空き家物件等）
固定資産税納付通知書について
1　平成24年度納税通知書に対する市民からの異義申し立てにおける市の対応について
(1) 過徴収金の返還について
(2) 市広報によりこの事案を市民に周知し、確認を施す必要があると考えるが、市長として指示を何故行わないかを知りたい
選択と集中について
1　理念を知りたい
2　市長に求められるのは、社会情勢の変化に即応できる決断と実行ではないのか

問 市長の選択と集中の理念を聞く。
子育ての主要な施策であるという民間保育所整備事業はまだ地域住民の理解が得られていないと聞くが、業者選定に問題はなかったのか。来年４月に開園できない場合、誰が責任をとるのか。

答 選択と集中の理念とは、当市が得意とする政策分野を明確にし、その分野に対して限りのある経営資源やサービスの中身を集中的に投下していこうという考え方で、全体を見きわめた上で事業全体をどのようにバランスよく再構築して強弱をつけていくのか、あれもこれもできる時代ではない中で、政策分野をしっかり見きわめ、そこに集中し実現していくという考え方である。
　また、民間保育所整備事業者の選定については、選定の過程で計画地の土地の地権者の方の確約書も含め、選定委員は総合的に判断しており、地権者のご理解をいただいて提案されたと理解をしており、現在、当該事業予定者に虚偽もしくは重大な違反行為があったと、誤ったことを記載して提出したとは考えていない。
　当事業は、当然、事業者の責任において行っていただくものであるが、事業の完遂に向けて亀山市としても適切な助言、指導をさせていただく。事業が順調に展開いただくことを希望している。

前田　稔（緑風会）

亀山市行財政改革大綱について
1　平成23年２月に策定されてなぜ今改定するのかについて
2　行財政改革大綱、中期財政見通し、総合計画後期基本計画の関連と位置づけについて
レディネステストについて
1　現状について
2　課題・問題点について
3　今後の取り組みについて
小学校校庭の芝生化について
1　芝生化された学校の評価について
2　今後の取り組みについて
木崎の鳥居周辺の整備について
1　駐車場の看板について
2　木製案内板について
3　道路敷きを仕切っているのはなぜか
4　今後の取り組みについて

問 亀山市が行ったレディネステストの現状はどうなのか。このテストの結果は保護者や子どもらにどのように伝えているのか。子どもの平均点、学年や学校などの平均点をきちっと分析・検証する必要があるのではないのか。またその情報を公表すべきではないのか。

答 レディネステストは、小学校４年生から中学校３年生までの児童・生徒を対象に、平成22年度全校で実施しており、毎年その結果を詳細に分析し、学力向上の三本柱、学習規律の徹底、授業改善、学習習慣の確立を目指すべく、課題や問題点について話し合い、改善に努めている。３年間行ってきた結果の分析としては、基礎学力の定着という視点から見ると全国平均には届いていない結果で、特に応用問題の弱さが指摘されている。
　現在、テストの結果を分析したものとして、子ども達には学習面での強みや弱みなどが書かれた個票を渡しており、その結果をもとに、自分自身でしっかりと学習に励むようにしている。
　学校に対しても、その学校の教育体制や組織としてどう取り組んでいくかを研究していくための材料として当然渡してある。
　しかし、不十分な面もあるかと考えるので、今後さらに子どもの学習意欲を高めたり、家庭や地域の方々にさまざまなご協力を願えるように、子どもの学習状況について学校からさらに適切に情報発信をするように今後研究を重ね、そのように努めていきたい。

坊野　洋昭（緑風会）

飛灰再資源化事業について

1　ゴミ収集量と飛灰発生量について

2　最終処分場での保管について

3　再資源化の内容について

4　掘り起こし処分の進捗度について

5　分別収集は必要か

地籍調査事業について

1　進捗度を問う

2　基準点の設置について

3　地籍調査推進委員について

4　都市部官民境界基本調査について

5　庁内評価に有効性、投資効果に見直しの余地ありとあるがどの様な見直しか

6　目的は市民に理解されているか

問 市の総合環境センターへの年間のごみ収集量、そのうちリサイクル量、最終的に溶融処理した量とその結果発生する飛灰の量はどのくらいか。また飛灰の保管はどうなっているのか。

また山元還元という再資源化処理はどこで行っているのか、飛灰の処理は恒久的に続けていけるのか伺う。

答 ごみ収集量は平成23年度の実績に基づくと、受け入れごみと搬入ごみの合計量が１万9,599トン、リサイクル量は集団回収分も含め8,200トンで、そのうち直接再資源化されるリサイクル量は2,656トンである。溶融処理量は、受け入れごみ、旧最終処分場の掘り起こしごみ、飛灰の再溶融処理などを合わせ２万2,843トン、発生する飛灰の量は513トンとなっている。

飛灰の保管は、最終処分場という形で取り扱っており、溶融施設の東側に、遮断型として整備をしている。平成21年度までは飛灰中の重金属が流出をしないように無害化処理を行い粒状に成形して最終処分場に保管をしていたが、平成22年度からは再資源化を業者に委託したことにより、最終処分場に保管をする必要がなくなった。

飛灰の処理については、亀山市の溶融飛灰を再資源できる事業者は、現在のところ国内に３社あり、福岡県大牟田市の三池製錬株式会社に業務委託をしているが、他の事業者においても処理能力には余裕があると聞いており、今後も継続して再資源化処理を委託できると考えている。

豊田　恵理（いずれの会派にも属さない）

空き家情報バンク制度について

1　空き家情報バンク制度の目的と現状について

2　制度（システム）の詳細について

3　制度のＰＲ方法について

問 亀山市では平成23年度３月から空き家情報バンク制度が導入され１年半ほど経過している、再度空き家情報バンク制度の目的について伺う。

空き家情報バンクを利用する場合には直接契約と間接契約があるが万が一契約で問題が生じた場合、利用者は市が関与していることで大きな信頼を持って登録していると思うが市の責任についてどう考えるか。

また、空き家バンクの認知度というのはかなり低いことが調査で分かっているが、ホームページの工夫や、全国版の空き家情報への掲載やフェイスブックの活用などは考えられないのか。

答 当市においては高齢化が進むにつれ、山間部、市街地を問わず空き家が目立ち始めており、地域活力の減退につながることが懸念され、住生活基本計画に基づく住宅政策の一つとして、平成23年３月に空き家情報バンク制度の要綱を定め７月より実施運用している。

制度のシステムは、市内の空き家の所有者で賃貸借もしくは売買を希望する方に空き家情報バンクに登録をしていただき、市のホームページで広く情報を提供する、利用したい方は、ホームページの情報を見て気に入った物件があった場合は空き家情報バンクに利用登録の申請を行うという流れである。

また契約上における問題については、不動産の仲介とか契約となると、複雑な手続が多く、不動産業者に交渉、契約に至る部分を依頼するということが考えられ、市で社団法人三重県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会三重県本部とこの空き家情報バンクに関する協定を結んでおり、契約や入居が円滑に行われている。

制度のＰＲについては、空き家の登録数が多くなれば、亀山市のホームページを日本移住交流ナビとか、全国空き家情報サイトなどの全国版の空き家の情報バンクのほうへリンクをするというような方法なども考えていきたい。

平成23年度会計の決算を認定しました。

平成23年度各会計決算については、９月24日と25日の２日間にわたり予算決算委員会を開催し、慎重な審査の結果、次のような意見を申し添えて認定しました。

1　平成23年度は、行財政改革大綱２年目の取り組みの年であり、不交付団体から交付団体に転じる年でもあった。
　市税については前年度より大きく減収となる中で、国民健康保険税、使用料及び負担金などの滞納も前年度より増加している。財源の確保の視点からもこうした滞納の実態を分析し、過去からの経緯について分かる資料を提出するとともに、収納体制の強化を図り、収納率の向上に取り組まれたい。
2　予算編成時の基本的な考え方であった「４年間、毎年５億円の削減」や「身の丈に合った予算規模」等の行財政改革大綱の取り組みについても決算との整合について、必要な場での説明責任を果たされたい。
3　交付団体に転じたことも含め、財政力指数の低下や経常収支比率の上昇など財政が年々厳しくなっていることから、「経費の削減」や「基金の有効な活用」を図り、さらに財政の健全化に取り組まれたい。
4　審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受け止め、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。

議長から市長に提言しました。

亀山市議会に設置されている総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会は、昨年より所管に関する研究テーマを決め、所管事務調査を行っています。本年も、１月から９月までの間、市の担当部署からの現状把握や現場確認、関係団体との意見交換会や、先進地視察、現地調査などを行いながら調査、研究を行ってきました。その結果を委員長が議長に報告し、議長がそれを取りまとめ、９月28日に市長に提言書を手渡しました。

櫻井市長に提言書を渡す小坂議長

◆各委員会が行った所管事務調査の内容及び提言は次のとおりです。

総務委員会

≪テーマ≫　安全・安心なまちづくりについて　～防災体制の充実について～

近い将来において発生が予測される東海・東南海・南海等の地震が連動する大規模地震や、風水害が常に懸念されるなか、災害時における市民の安全・安心を確保するため、防災力の強化と自主防災力の向上が求められている。

総務委員会では、「安全・安心なまちづくり」として、特に「防災体制の充実」について、亀山市の総合的な防災力の向上を図るため調査・研究を行った。

（※先進地視察の報告は21ページに掲載しています。）

意見交換会

≪提　言≫

1．緊急時における情報伝達方法として、全市民に対して瞬時にくまなく周知ができる情報伝達方法を早急に整備すること。

2．災害対策本部の場所について、災害時における迅速な対応を図るため、専用の部屋を設け、現状把握及び指揮命令が的確に行える施設環境を整えること。

3．地域の実情に見合った避難所を指定するよう見直しを図ること。

4．全自治会に自主防災組織を結成させるとともに、地域防災力の向上と更なる自主防災組織の強化を図るため、十分な支援策を講じること。

教育民生委員会

≪テーマ≫　子育て支援について　～ 学童保育所の位置づけについて ～

亀山市にある小学校11校のうち、現在９つの小学校に10箇所の学童保育所が設置されている。その設置方法や経営方法については公設・民営が４箇所、民設・民営が６箇所となっていることから、その課題、問題点について調査・研究を行った。

（※先進地視察の報告は22ページに掲載しています。）

学童保育所現場確認

≪提　言≫

1．「子育て支援施策」の中での学童保育所の位置づけを明確にし、福祉と教育との連携をより強化し、後期基本計画に掲げた「学童保育所の充実」の具体化を示すこと。

2．学童保育所の施設については公設を基本とし、民設とする場合には、学校からの距離、建物の耐震性、子どもが生活する場として適切かどうかなどの具体的な基準を定め、それに適合したものとすること。また、今後、改築が予定される小学校には、敷地内に学童保育所のスペースを確保すること。

3．国、県、市の補助金の負担割合にとらわれず、市単独の負担も含め運営経費の拡充を図ること。

産業建設委員会

≪テーマ≫　これからのごみ処理について

「ごみ」は市民全般に関わる問題である。ごみ自体を減らすこと（リデュース）や再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を進め環境に優しい取り組みについて研究すること、また、市の溶融処理施設の処理コストや長寿命化（延命化）にかかる費用などについて調査・研究を行った。

（※先進地視察の報告は23ページに掲載しています。）

意見交換会

≪提　言≫

1．ごみの分別品目は少なく容易な分別であっても、「ごみそのものを出さない」という意識づけやごみに対する関心を持つために「リデュース・リユース・リサイクル」の取り組みの啓発を行うとともに、行政と市民が協働して資源ごみの回収等を促進し、回収品の有効活用のための仕組みづくりを行うこと。また、事業者へ、廃棄物の排出抑制の取り組みについて働きかけること。

2．溶融処理施設については、委託業者と対等の立場で技術的な議論ができるよう専門職員を養成し、今後の維持管理において一層のコスト削減と CO_2 排出量の削減に努めること。

3．ごみ集積所の施設整備については、自治会への補助金の交付はもとより環境衛生を考慮して積極的な働きかけを行うこと。

亀山市議会では、市民のみなさんへ議会の情報を発信する議会報告番組「こんにちは！市議会です」を、ケーブルテレビでの放映及び市議会ホームページで配信しています。

放送内容は、定例会や臨時会へ提案された議案や審議結果、また、議論の中心となった主な議案の審議の経過や常任委員会の活動報告などです。

ケーブルテレビでは定例会閉会後約20日後から放映、市議会ホームページでは放送開始日の翌週の水曜日から配信していますのでぜひご覧ください。

常任委員会行政視察報告

各常任委員会は、所管に関するテーマを決め、所管事務調査を行っています。本年度もそのテーマにあった先進地視察を行いましたので、下記のとおり報告します。

（※所管事務調査の報告については、18ページ～20ページに掲載しています。）

総務委員会（平成24年７月31日・８月１日）

◆視察先　静岡県富士市

◆視察内容

防災対策として「緊急時における情報伝達方法」の取り組み及び「避難所の体制と避難者への対応」について

富士市では、同報系の防災行政無線を設置し、現在、デジタル化に向けた更新を図っており、この他にＭＣＡ防災無線やＪアラートの活用、特に、コミュニティＦＭの受信装置として導入した防災ラジオを約４万台配布し、予約制を取り希望世帯に継続して配布している。

また、災害テレフォンサービスやメール配信など、あらゆる手法により市民に対して情報提供を行っている状況であった。

また、災害現場監視装置として、河川や海岸部に監視カメラを設置し、その映像を専用の部屋として整備されている災害対策本部室において確認ができ、迅速な指令が発信できる設備が整備されていた。

亀山市においては、地域によって情報伝達方法が異なっていることから、防災はもちろん、危機管理全般において、災害対策本部機能を強化するため、さまざまな情報の管理を可能とした環境を整えた防災拠点施設の整備とあらゆる情報伝達方法の構築が必要と考える。

富士市役所「災害対策本部室」において

◆視察先　静岡県藤枝市

◆視察内容

防災対策として「緊急時における情報伝達方法」の取り組み及び「避難所の体制と避難者への対応」について

藤枝市では、同報系の防災行政無線を設置し、現在、デジタル化に向けた更新を実施中であり、この他に同報無線放送の内容を電話で確認することができる同報無線テレホンサービスを導入し、同報無線が聞こえなかった人や地域に対して情報を提供している。

また、孤立予想地区の自主防災組織に衛星携帯電話の配布や登録者に対してのメール配信などにより情報提供を行っている状況であった。

避難所の体制については、指定避難所ごとに避難生活の方法などを定めた避難生活計画が策定されており、福祉避難所や災害時要援護者避難所も設置されていた。また、地区防災拠点等を設置し、非常時に職員を配置するなど災害時における体制が構築されていた。

自主防災組織を強化するための施策として、自主防災組織が実施する避難訓練や救出・救助訓練などの活動に対して、運営補助制度の創設と、指導員養成制度を導入し、地域防災力向上に向けた取り組みが確立されていた。

亀山市においても、自主防災組織の強化を図るために自主防災組織の活動に対する補助制度の創設や指導員養成制度の導入は、地域力向上のうえでも重要と考える。

藤枝市役所において

教育民生委員会（平成24年５月28日・29日）

◆視察先　愛知県長久手市
　　愛知たいようの杜「ゴジカラ村」

◆視察内容　ケアハウス・幼稚園・託児所等の複合施設について

愛知たいようの杜「ゴジカラ村」は、雑木林の中に介護施設や幼稚園、託児所などを併設している。

村内には、介護施設入所者が孤独にならないよう、地域の人々が世代を超えて集う仕掛けがあり、それが公的介護など「公助」の手が届かない部分を補い、地域住民による「共助」を引き出す役割を果たしている。

幼稚園や託児所もその一つで、ほかにも、ケアハウス内には食堂兼居酒屋や地域住民が気軽に立ち寄れるカフェや露天風呂があり交流の場になっている。さらに、古民家を移築した託児所では、お母さんたちが集まってものづくりをしている。託児所はお母さんの息抜きの場となっており、病児・病後児も受け入れている。

高齢者支援、子育て支援はそれぞれの分野で別々に考えがちだが、老若男女、乳幼児から高齢者まで、いわば一つの家庭が存在している「ゴジカラ村」の状況をみて、これからの支援の在り方において、相互補完の考え方も取り入れる必要があるように感じた。

ゴジカラ村
託児所

◆視察先　長野県松本市

◆視察内容　公設・民設の学童保育について

松本市の放課後児童対策としては、小・中・高校生を対象とした、居場所づくりの施設として27館ある児童館や児童センターを開放している。今回は、その内の学童保育所として、公設の山辺放課後児童クラブと民設の清水児童育成クラブを視察した。

山辺放課後児童クラブは、山辺小学校の空き教室を利用して設置されており、１年から６年までの学童保育と共に一時預かりも行っている。放課後になれば、子供たちはそのまま敷地内の施設に向かうことができ安全性に問題はなく、空き教室だけに施設面は整い、職員体制もとれている。

一方、清水児童育成クラブは、古い建物で現在50人いる子供たちの受け入れには狭い施設であるが、公設の学校の延長のような環境と違い、手作りおやつやさまざまな行事の企画など家庭的な雰囲気を大事にしているように感じた。

公設の学童保育所は29箇所で空き教室や児童館など施設が充実しているうえに、利用料金は2,000円～4,000円。一方、民設は13箇所で料金は約10,000円であった。そのようなことから、施設面や料金の差で不満がないのか聞いてみたが、親が多様性を受け入れ選択されており、今回視察した学童保育所も、一つの学校区に公設の学童と民設の学童が存在してた。

松本市の民設の学童保育は40年の歴史があり、運営側も強い思いの中で運営されている。ただ資金面等の課題から、平成13年からはＮＰＯを立ち上げ共同経営の実施を開始。一括で補助金が入り、利用料金や子供の少ない学童保育所など基準外の補完、指導員の移動により欠員対応もしている。

亀山市の学童保育はまだ歴史も浅く、松本市とは状況が大きく違っているが、同市が行っている民設におけるＮＰＯという手法は、上記以外にも書類等の事務の簡素化などメリットがあるように感じた。

親のニーズは大きく変化しているが、大事なことは亀山市の子供たちを市域全体でどう育んでいくのか、その原点を忘れない議論の積み重ねが必要である。

清水児童育成
クラブにて

産業建設委員会（平成24年７月24日～26日）

◆視察先　徳島県吉野川市、中央広域環境センター

◆視察内容　リサイクルの取り組み・コスト削減について

吉野川市では、ごみ処理は２市２町で運営する中央広域施設組合で広域処理をしている。ごみ収集は直営、ごみ袋は有料となっており、資源化ごみの主なものは、拠点回収施設を設け、365日２４時間持ち込むことができるようになっている。

「ごみ分別ガイドブック」を業者の広告料で作成したり、出店料無料のフリーマーケットの毎月開催、生ごみのたい肥化や水分減量化のために、生ごみの水切り器のモニターを募って検証をおこなったり、段ボールコンポストの基材の無料配布などの取り組みは、大変参考になった。

また、資源ごみの品目も多く、リサイクルの取り組みへの工夫もみられ、ごみの排出量は少ない。広域処理で、ごみの量に応じた負担がかかるためか、市民のごみ削減への意識が高く、リサイクルへの取り組みにつながっているのだろうと感じた。

２市２町で構成する中央広域環境センターでは、サーモセレクトガス化改質方式を導入しており、建設費や処理コストは高めであるが、CO_2 の排出量は他の施設に比べ最も少なく、環境にやさしい施設として努力しているということであった。

吉野川市役所にて

◆視察先　上勝町

◆視察内容：林道整備について

上勝町では、従来アスファルト舗装で林道整備を行ってきたが、側溝そのものを廃止し、コンクリート路面工の手法を取り入れた。それにより、詰まった側溝の維持補修が省けるとともに、法面、林道の崩落防止の効果を生み出している。林道を多く抱える当市にとって参考になる取り組みであった。

林道現場

◆視察内容：ゼロ・ウエイスト政策について

未来の子どもたちに、きれいな空気や美味しい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみゼロウエイスト宣言を2003年９月に議会で議決している。

生ごみは100％たい肥化し、生ごみ以外のごみは直接ゴミステーションへ持ち込む。ゴミステーションは、ＮＰＯによる運営で、受け入れは午前７時から午後２時まで、休日は年末年始のみとなっている。

分別品目がわかりやすく表示されており、34という多い分別数であるが、さほど大変さは感じられなかった。ゴミ袋に入れてごみを出すということがないので、ごみ袋そのものは不要である。ごみ回収は行われていないため、町中でパッカー車を見かけることはなく、経費削減につながっている。高齢者など、ごみステーションへごみを持ち込むことが困難な人は有料で回収サービスを受けることができる。

日比ヶ谷
ゴミステーション
にて

◆視察先　鳴門クリーンセンター
（流動床式ガス化溶融炉見学）

この施設の特徴は、建設費が他の溶融炉と比較するとはるかに安く、CO_2 の排出量が少ないということであった。

施設は、夜間と土曜、祝日は業者に委託しているが、平日の昼間は市の職員で運営している。研修等を受けた専属の職員が業務を行っているため、施設の維持管理や、修理・改修の際には、職員でも対応ができ、業者の言いなりになるということはなく、委託料や処理コストの削減に大きく寄与しているということであった。

今後、ごみ溶融施設の延命化を進めていく当市にとってこの運営手法はぜひ参考にすべきであるという感想を全委員が持った。

請願の結果（９月議会で審査）			
件　　名	請　　願　　者	紹　介　議　員	結　　果
防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願書	亀山市西丸町５６４ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　稲垣賛郎　外２名	宮崎勝郎　中村嘉孝 鈴木達夫　福沢美由紀 竹井道男	採択
「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願書	亀山市西丸町５６４ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　稲垣賛郎　外２名	宮崎勝郎　中村嘉孝 鈴木達夫　福沢美由紀 竹井道男	採択
保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書	亀山市西丸町５６４ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　稲垣賛郎　外２名	宮崎勝郎　中村嘉孝 鈴木達夫　福沢美由紀 竹井道男	採択
義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書	亀山市西丸町５６４ 亀山市ＰＴＡ連合会 会長　稲垣賛郎　外２名	宮崎勝郎　中村嘉孝 鈴木達夫　福沢美由紀 竹井道男	採択

議会の主な動き

◆７月◆

３日　鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会
　　リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
４日　広聴広報委員会
９日　新潟県十日町市議会視察来庁（関中学校建設）
10日　広聴広報委員会
12日　岐阜県関市議会視察来庁（議会改革）
　　北勢５市議会懇話会
13日　総務委員会
　　岐阜県岐阜市議会視察来庁（子ども総合支援）
　　徳島県三好市議会視察来庁（議会改革、広聴広報の取り組み）
17日　教育民生委員会協議会
　　広聴広報委員会
18日　福島県喜多方市議会視察来庁（議会改革の取り組み）
19日　山形県議会視察来庁（歴史まちづくり計画による観光振興）
　　徳島県小松島市議会視察来庁（議会映像配信）
20日　全員協議会
　　総務委員会
　　産業建設委員会
24日　産業建設委員会行政視察（24日～26日徳島県吉野川市、上勝町、鳴門市）
25日　広島県廿日市市議会視察来庁（民間活用市営住宅事業）
31日　総務委員会行政視察　（31日、８月１日静岡県富士市、藤枝市）

◆８月◆

８日　岐阜県多治見市議会視察来庁（亀山市営斎場）
　　リニア中央新幹線・ＪＲ複線電化推進亀山市民会議中央要望（８日・９日）
９日　教育民生委員会
10日　北勢５市議会合同研修会
20日　全員協議会
　　代表者会議
　　教育民生委員会
　　産業建設委員会
21日　総務委員会
23日　議会運営委員会
　　教育民生委員会協議会
27日　産業建設委員会
　　広聴広報委員会
30日　９月定例会開会
　　議会改革推進会議検討部会
31日　東京都世田谷区議会視察来庁（小児科精神発達障がいの支援）

◆９月◆

４日　教育民生委員会
10日　議案質疑
11日　議案質疑
　　予算決算委員会
　　一般質問
　　議会運営委員会
12日　一般質問
13日　一般質問
　　代表者会議
18日　産業建設分科会
　　産業建設委員会
19日　教育民生分科会
　　教育民生委員会
20日　総務分科会
　　総務委員会
24日　予算決算委員会
25日　予算決算委員会
27日　９月定例会閉会
　　議会運営委員会

第１回臨時会の日程（予定）

11月９日　10：00～

12月定例会の会期日程（予定）

11月29日	本会議開会	10：00～
12月10日	議案質疑 予算決算委員会	10：00～
11日	一般質問	10：00～
12日	一般質問	10：00～
14日	産業建設分科会 産業建設委員会	10：00～
17日	教育民生分科会 教育民生委員会	10：00～
18日	総務分科会 総務委員会	10：00～
20日	予算決算委員会	10：00～
21日	本会議閉会	14：00～

※正式な日程は定例会直前の議会運営委員会で決定されます。詳しくは議会事務局へお問い合わせ下さい。ホームページにも掲載します。

かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率100％、白色度70％再生紙および大豆油インキを使用しています。